

春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画  
整理事業環境影響評価準備書についての環境  
影響評価に関する公聴会の状況

開催日：平成18年3月29日（水）

開催場所：春日井市総合福祉センター

公述人：春日井市住民 1名

瀬戸市住民 1名 計2名

## 公述内容 1 ; 春日井市住民

私は時折、本件、土地区画整理事業予定地の近隣を散歩させていただきまして、鳥を見るなど親しませていただいて参りました。ところが、今回の準備書を拝見するまで、これほど希少な生態系が維持されていることなどについて認識をしておりませんで、これもこれまでこの土地を守ってこられた皆様のおかげかと、本当に貴重なものだと感じているところでございます。本準備書について、意見を述べさせていただきます。

本準備書におきましては、高圧鉄塔及び電線が計画地の西側のエリアを縦断しているにもかかわらず、電磁波に関する環境影響評価がなされていません。

完成予想図からは、ビオトープを予定している付近が高圧電線の直下と思われる、その周囲は住宅地の用途に予定されているようですので、電磁波の影響は避けられません。

実際に、当該予定地にて、トリフィールドメーターを使用して電磁波の測定を行ったところ、高圧電線直下では、100ミリガウスを振り切るほどの値を示し、電線から70メートルほど離れた場所でも5ミリガウス、春日井工業高校に接する道においても0.5ミリガウスと高い値を示しました。

電磁波に関しては、WHOが本格的な国際基準を今年の秋にも公表し、加盟各国に勧告すると、2006年1月12日付けの読売新聞においても報道されているところです。このWHOの要請によりまして、1999年から3年間、高圧送電線などから発生する超低周波の電磁場と小児白血病などとの因果関係を調べるために、文部科学省の予算で国立環境研究所が中心となり進められてきました疫学調査によりますと、4ミリガウス以上の磁界被曝で小児白血病発症リスクが2倍以上という結果が得られたことが2002年8月に報道されており、この数値は英国における調査結果の4ミリガウスで小児白血病発症リスクが2倍と同じ数値となったと伝えられています。これにつきまして、文部科学省の方では、調査が不十分であるという事後評価をしまして、疑わしきは回避するという予防原則に則った迅速な対応を怠っています。しかし、今年の秋にも国際基準が発表された場合には、それを受けて速やかに国内基準も整

備すべき状況にあるものです。

ここで敢えて申し上げるまでもありませんが、アスベスト公害等を教訓に、愛知県は住民の生命を守る立場から、国に先立ち、電磁波についても評価項目に取り入れ、慎重な対応をすることが求められています。実際、県内の例で、高圧電線の直下の住宅地でガンの発症、死亡が続発している話も聞いております。県は早急に電磁波の影響に係る調査を実施すべきです。

以上の理由から当該計画地の西側エリアは住宅用途にすべきではなく、市民が憩うピオトープ公園を高圧電線の下に設置すべきではないと考えます。

私は、既に施行されております篠木の土地区画整理事業の方でも、同じような立地のもとに住宅地が開発されていることに大変衝撃を受けるとともに、次代への責任として、このような開発のあり方を許していることに大変申し訳なく感じております。

次に、看過できない大きな問題といたしまして、洪水常襲地域としての環境影響評価がなされていないことを挙げたいと思います。

この当該予定地周辺は歴史的に洪水常襲地域であり、本件環境影響評価に関わる県の審査会部会において提出されたハザードマップを見ても、それは明らかかなところであります。春日井市のホームページにおきまして、当該予定地が最近では2000年の東海豪雨時に浸水したことや、洪水に対処してきた歴史的な土手や堤などが残されていることが紹介されています。このように後世に伝えるべきものが、歴史的文化的特性を活かした環境の状況として評価されていないことは大きな問題です。たとえ造成され、人工的に安全な措置が施されたとしても、自然の脅威に人間が100%対処することは不可能であり、当該土地がどのような地理的歴史的な土地であったかを適確に後世に伝えることは、春日井市も愛知県も機会あるごとに表明されていらっしゃるごとの安心、安全の基本ではないでしょうか。

私の住居周辺もハザードマップで浸水地域とされていますが、こちらに移り住む際に、不動産屋さんでも春日井市からも直接そのような周知をいただいたことはありません。暮らしの中で浸水のおそれがあるだろうということを感じて、雨量の多いときにはいつも不安を感じておりますが、それも自ら十分調べてから移住すべきだったと言われればそうかもしれませんが、新川や洗堰な

どの被害を目の当たりにするまでは、行政当局がある程度は安全を考慮した土地の利用を確保してくださっているものだと思っていました。当該区画整理事業にて分譲される土地には新たに移り住む人々が多いと思われます。私のようにその土地についての予備知識がほとんどないであろうことは容易に想像できます。

例えば、既に施行している大留の区画整理事業に伴う遺跡の発掘では、掘ると水が湧いてくるので、作業が非常に困難を極めたと聞きました。そのような地盤の地域を宅地にしてよいものなのかと大変不安に思いますが、私も何も知らなければそのような地域に移住している可能性も否定できませんから、本当に人ごとではありません。

なにより、春日井市、愛知県には市民の生命・財産を守る責務がありますから、被害の予想される地域を宅地開発することには、慎重かつ十分な検証が必要と思います。

当該予定地にて、浸水被害が発生すれば、浄化センターの汚水始め家庭等からの有害物質、排水、ごみ等の浸出、さらには浸水後の復旧において散布される薬剤等による被害など、環境への影響は甚大であり、この評価を避けて通ることはできません。このことは、私の居住地にも影響することから大変危惧しております。それだけでなくとも庄内川には愛岐処分場からの排水の影響、近年では、瀬戸市の蛇ヶ洞川上流に野積みされた放射性廃棄物フェロシルトが流出し、水野川を通じて庄内川に流れ込んだことなども非常に心配しております。

今回、内津川の改修や調整池、排水ポンプの設置によって、洪水被害の防止を図っていると伺いはしましたが、このような調整池や排水ポンプでは機能には限りがあり、東海豪雨のような災害には間に合わないと思われますが、対応できる程度の雨量、また対処方法などが準備書の中では何も示されていません。内津川が改修されるとはいえ、地蔵川からの放水路により、地蔵川からの流入分は増水するということが河川事務所のパンフレットを見てとれます。地蔵川は雨量の多いときには一気に水かさを増まして、見ているだけでも大変不安になりますが、その増水が緩和される分が今度は内津川に流れ込むことになると考えますと、この地域が遊水池ではなく宅地として開発・整備されるという計画ですので、これでは問題の真の解決に至らないのではないかとと思われます。

次に、カヤネズミの保全に関わることですが、準備書の235ページのカヤネズミ調査の記載が既往調査は空欄、現地調査も平成15年のみが記載されているのはなぜでしょうか。268ページと整合性がありません。また、工業高校付近のカヤネズミの巣が消失しているという記載もありますが、最近、観察をしたところ、確認地点に書いていない箇所でも4つほど巣を確認しています。経年変化を捉えるためには、平成11年から13年の調査結果も必要と考えますが、その記載がありません。存在する既往調査の9年から10年のデータもなぜ一括して書かれているのか不明です。せめて分けて書いていただければ、少しは経年変化がわかるのではないのでしょうか。このように、実態を把握しようとしないうちに、不確実性が残ると自らおっしゃるような保全措置を謳って、保全できるとすることは大変問題です。保全措置については、移植地の場所や方法についても具体的な記載がなく根拠は不明です。行動範囲が20メートル四方と言われるカヤネズミを遠隔地に追い立てるとのことですが、工期の1年目、2年目にあたる西側エリアでの繁殖が多く確認されており、そのような短期間で一度に目指す移植地まで追い立てることができるとは到底考えられません。しかも、河川事務所発行の内津川改修についてのパンフレットの完成予想図によりますと、旧河道の土手はそのまま道路となっており、当該事業予定地と旧河道は、この土手の道路で隔離されています。旧河道が移植地とは説明されていますが、そこにカヤネズミがどのようにたどり着けると言うのでしょうか。もしも捕獲その他の方法で旧河道と呼ばれるエリアに移したとしても、そこは孤立し隔離された空間であり、種が遺伝的多様性を確保し、絶滅を回避することは困難です。

ここの旧河道に係る河川工事事務所の看板を見ましても、新聞報道で逮捕された業者の会社が名前を出してありまして、ここが残土を扱うということで、この旧河道に埋め立てられる土砂についても非常に心配をしておりますので、それはここの書面にてまた提出をさせていただきます。

なお、既にこの工事によって、私の住む地域まで大型車が行き交っておりまして、既に環境に対する影響が大きいところでもありますけれども、この本件事業が始まれば、また非常に長い期間影響を受け続けるものでありますので、このような長い影響についても評価すべきと考えます。

このような保全措置が困難、また不確実性が残るとしながらも、事業者の実行可能な範囲で低減されるという今回の評価では本来のアセスの趣旨を全うするものとは思われませんので見直しを望みます。

また、景観の評価ですが、なぜか遠く離れた市役所、守山などからはされていますが、私たち近隣から利用する者にとっての景観の評価は全くされていません。是非そのところもお願いいたします。詳しくは書面にて提出いたします。

また、人と自然との触れ合い活動の場としての評価についても、めったに人の訪れることのない神社や古墳のみを取り上げていることに非常に不思議な感じがいたします。そこを散歩したり、通勤、通学で利用している人たちからの視点で是非評価をお願いしたいと思います。

また、準備書のあらましのパンフレットの記載に間違いがありますので、それも書面にて指摘いたします。

最後に、私が申し上げるまでもありませんが、耐震偽装や放射性廃棄物フェロシルトの問題をみましても、行政がお墨付きを与えるという責務は非常に重たいものでありまして、安易に予見できなかったなどとして済ませることはできないものです。厳しく善管注意義務というものが求められるものだと考えております。最近では、小牧の桃花台の地盤沈下が、埋設された産廃が原因ではないかと言われております。しかも、それを県は認識していたのではないかと報道されておりました。県の姿勢に不信を抱かざるを得ないところであります。

知事におかれましては、環境影響につきまして、疑わしきは回避するという予防原則、安全側に立ち、慎重なご検討、ご判断をくださいますして、また都市計画決定権者としても慎重にご判断いただき、県民の生命及び財産を守る責務を尽くしてくださいますよう切に要請申し上げます。今、陳述の中で随分省略もさせていただきますので、詳しくは書面にて提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

## 公述内容 2 ; 瀬戸市住民

私は春日井市には住んでおりませんが、この今度事業計画がなされる土地は愛知県の財産、宝だと思っている者です。

意見を述べさせていただきます。治水、水害について述べたいと思います。庄内川の名古屋市守山区吉根の右岸と春日井市桜佐町内津川河口の合流する地域での宅地造成をする計画ですが、この地域は平成 12 年の東海豪雨の時に、床上、床下浸水の被害に遭っている地域です。東海豪雨の時の県内被害は、死者 7 名、負傷者 107 名、住居の全半壊 174 棟、床上、床下浸水 62,478 棟という大変な被害が出たことは、6 年経った現在でも忘れることのできない自然災害として記憶に新しいことと思います。未曾有の降水量だったとはいえ、気候が不安定な昨今では、また起こりうる自然災害と言えるでしょう。

今回の事業では篠木浄化センター、篠木ポンプ場が先ほど申しあげました庄内川と内津川合流地点に都市計画決定されていますが、出水対策も兼ねたポンプ場や調整池を整備しても、東海豪雨のように自然災害には計り知れないものがあります。昔からこの地域に住んでいる八竜神社近くのお宅では、浸水しやすい土地柄、水屋になっており、住居の中にも床上浸水に備えて、一部屋高い部屋が造ってあるそうです。その他にも、出水に備えて水の影響を受けない地面より高い土地に家を建てているお宅など、出水を自然環境として受け入れ、長年生活をされてきました。

庄内川、内津川合流地点にある霞堤や、石柱と柵板で出水の方向を調節したヨゲも見られたことからそう言えるのではないのでしょうか。ヨゲがあったとされる場所のすぐ近くの桜の木の下には庄内川を望む位置に水神様が祭られています。そこも霞堤になっております。そこから対岸のもう少し下流、工業専門学校近くの用水路にも、やはり水神様が祭られています。水神様はかつて堤防が決壊した箇所に作られることが多く、水難除けとして建立されました。しかし、将来このように出水、浸水被害が過去に度々あった地域と知らず、宅地を購入し住む方々はどうでしょうか。水に対する対策、備えは自らしないでしょう。予期しない自然災害が起こってしまった場合の被害は、甚大なものにな

りうるのではないのでしょうか。平成12年の東海豪雨時の土地環境とは違い、地表がコンクリートで覆われ、水田、耕作地が消失しているため、保水、遊水機能が低下し、雨水が川に集中し水位が一気に増し、洪水被害が起こる危険性は高くなると考えられます。本来、人が住んで安全な地域とそうでない地域の住み分けを東海豪雨の時の大変な被害を教訓として、私たちは再度考えるべきではないのでしょうか。被害が出る可能性の高い場所に、宅地を造成することはいかなるものでしょう。

次に、動植物について述べたいと思います。現在、事業区内の耕作地を歩くと、用水路付近ではアオサギ、コサギ類が観察でき、木がある場所や地表では、モズ、ヒヨドリ、ジョウビタキ、マヒワ、ツグミ、ムクドリ、キジバト、スズメ、鋭い鳴き声で他の鳥を追い払うケリ、河川敷ではカルガモ、ヒドリガモ、マガモ、評価準備書には記されておりましたが、オカヨシガモなど河川環境、耕作地環境、市街地環境に反映した多種多様な鳥類が身近で見られる、人間にとっても憩いの場となっています。

3月18日には、庄内川の都市計画対象事業実施区域から概ね200メートルの調査範囲区域でハクチョウの若鳥1羽を観察できました。このような、多種多様な鳥類を狙って猛禽類が飛来し、前述の耕作地ではキジ、ケリが、河川敷では水鳥が繁殖もしている、鳥たちの楽園と断言していい場所です。準備書の中でも、貴重な種として挙げられているチュウサギ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、ヒクイナ、イカルチドリ、コジュリンの7種が確認されていることからそう言えます。その他にも、絶滅危惧種のカヤネズミも耕作地や河川敷で生息、繁殖しており、そのカヤネズミを捕食するモズやイタチなども生息し、生態系が確立されている場所でもあり、絶滅危惧種のダルマガエルも生息、繁殖している多種多様な環境が市街地の近くで見られることは大変貴重なことで、事業計画では、生物相に大きな影響が出ることは否めません。

予定地内を幾筋も流れる用水路には、オグラノフサモやナガエミクリなど絶滅危惧種の水草が生息しています。評価準備書では、2面、3面水路でも生息しているためと記してありますが、これは保全措置で水路に移動させるということなのですが、あまり影響を受けない2面、3面水路でも生育しているので、移植してもあまり影響を受けないのではないかと断言できると私は理解しており

ますが、2面、3面水路で生育しているためと記してありますが、実態は水路内の土砂が堆積したところにのみ生息しており、今回、代償措置として新設される水路では、水源、水質、水深、流速及び水路内の土砂のつき方などに十分配慮すべきであると考えます。同じく絶滅危惧種のダルマガエルを移植するビオトープについて、準備書にその規模は小さいと記されていますが、その規模の小さいビオトープにダルマガエルを移植すれば短期間で全滅するおそれがあります。前述したようにこの地域には鳥類が非常に多く、狭い範囲一カ所に餌であるダルマガエルがいつでも採れる場所があるとわかれば、短期間でダルマガエルを食い尽くしてしまいます。そのため、このようなことを配慮し、数回に分けて成体、卵をも移植し、ビオトープの範囲を大幅に広げる、または数カ所整備する、それらに加え鳥類がダルマガエルを補食しにくいような対策を併せた措置を講ずるべきだと考えます。

最後に、庄内川流域の水辺生態系を調査研究し、環境学習や流域住民との交流活動を展開している名古屋市水辺研究会にお尋ねしたところ、昨年と今年、用水路において絶滅危惧種のメダカの生息と繁殖とを確認しておられました。まとまった生息数であり、用水路の水際に水草が茂り、緩やかな流速の水域での採集及び目視確認をしておられるとのことでした。他にも、淡水魚類、両生類、は虫類、水生昆虫類、貝類、水草類、鳥類などで貴重種を確認しておられるようですが、採集圧や盗掘などを回避するために調査データの詳細は教えていただくことはできませんでした。準備書では、メダカは死骸を1個体のみ確認したととどまり、生息していないと結論づけていますが、カヤネズミの巣の未確認区域で4つの巣が見つかったことと併せ、調査の精度が高いとは言えず、綿密な調査データに基づいた上で、ビオトープや水路の設計を行うべきであると考えます。ビオトープについても極めて悲観的な構想となっていますが、生息環境を代償措置として確保し得ないビオトープであるならば、それはビオトープではありませんので、確保し得る環境の整備を望みます。前述のような実績がある市民団体の調査結果を取り入れて、慎重かつ十分な評価をしていただくよう、よろしくお願いいたします。